

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 令和7年度第2回東久留米市環境審議会
2. 日時 令和7年10月27日（金） 14時00分から16時00分
3. 場所 東久留米市役所7階 703会議室
4. 出席委員氏名（敬称略） 重藤さわ子（会長）、杉原弘恭（職務代理）、水戸部啓一、濱中冬行、石井博之、桑原留里子、榎本義彦、宮川正孝、谷口明子（以上9名）
5. 欠席委員氏名（敬称略） 上原 恵美、光永裕子、伊藤純一（以上3名）
6. 事務局職員名 関環境安全部長、浅海環境政策課長、井上環境安全部主幹、高柳課長補佐兼計画調整係長、清水緑と公園係長、金子生活環境係長
コンサルタント会社（株式会社総合環境計画） 赤井裕、中島沙紀
7. 傍聴人 2名
8. 会議次第
 - 1) 開会
 - 2) 議題
 - ①令和7年度第1回環境審議会会議録（案）について
 - ②環境審議会及び検討部会における検討の経緯と結果（概要）
 - ③令和7年度第1回東久留米市環境審議会からの変更点等
 - ④東久留米市第三次環境基本計画（素案）について
 - 3) 報告
 - ① 東久留米市立公園条例の制定について
 - 4) その他

9. 配布資料

- ・ 次第
- ・ 令和7年度第1回環境審議会会議録（案） . . . 資料1
- ・ 環境審議会及び検討部会における検討の経緯と結果（概要） . . . 資料2
- ・ 令和7年度第1回東久留米市環境審議会からの変更点 . . . 資料3
- ・ 東久留米市第三次環境基本計画（素案） . . . 資料4
- ・ 東久留米市立公園条例の制定について . . . 資料5

- ・ 地球温暖化対策に関するこどもアンケート結果 . . . 参考資料1
- ・ PM2.5や微小プラスチック等について（委員提供資料） . . . 参考資料2

10. 令和7年度第2回東久留米市環境審議会

- ・出席者報告 出席9名、欠席3名、定足数に達しており会議は成立

- (1) 開会（省略）
- (2) 議題

【会長】

- ・事務局より本日の配布資料について説明をお願いします。

【事務局（X）】（配布資料の説明）

【会長】

- ・資料の不足がないか確認していただき、問題ないようであれば資料の説明を事務局から説明していただく。
- ・資料1について事務局から事前に送付したので、指摘や意見等あったら事務局にご連絡いただきたい。

【会長】

- ・ご自身の発言箇所をご確認いただき、内容について齟齬があればご指摘いただきたい。
- ・本日の会議終了後か、あるいは今週の金曜日までに事務局へ修正依頼等をご連絡いただきたい。
- ・以前もご説明したが、公表する際は、委員名は公表しない。ただし発言者の区別がつくように記号を振り分け、別々の委員が発言したということが分かるようにして公表する。
- ・続いて「資料2 環境審議会及び検討部会における検討の経緯と結果（概要）」について事務局より資料の説明をお願いします。

【事務局（X）】（資料2についての説明）

- ・本日の会議のねらいは、これまで実施してきた環境審議会や検討部会における意見を反映させた東久留米市第三次環境基本計画（素案）（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む）の計画書案の概要を事務局より説明する。
- ・11月17日から実施するパブリックコメント案として、環境審議会から承認をいただきたい。

【会長】

- ・前回の令和7年度第1回環境審議会では委員の皆様からご指摘をいただき、意見を反映する形で、10月21日の検討部会において計画書素案を提示した。
- ・本日、参考資料として配布しているものについて検討部会で検討するというよりは、環境審議会の委員の皆様にご意見いただいたものなので、その内容を共有・確認し、環境基本計画へ反映していきたいと考えている。
- ・その他部分については基本的に検討部会において議論を進めてきた部分となる。
- ・資料2より、これまでの経緯やパブリックコメント後の進め方など質問や不明点などあったらコメントいただきたい。
- ・続いて「資料3 令和7年度第1回東久留米市環境審議会からの変更点等」、「資料4 東久留米市第三次環境基本計画（素案）」について事務局より資料の説明をお願いします。

【事務局（X）】（資料3、4についての説明）

・資料3については、前回環境審議会から環境基本計画と区域施策編における、それぞれの変更点等を箇所及び修正点をまとめている。

・資料4については環境審議会や検討部会でいただいた意見を反映したものとなっており、最終的なまとめ方を考慮し、環境基本計画と区域施策編を一冊にまとめている。

・東久留米市第三次環境基本計画（素案）の修正点等について1頁目のNo.1からNo.5にまとめた。

・No.1は計画書に示されている用語が難しく、計画書を見る方に理解しにくいものがあるため用語解説をつけるとしているが、こちらについては今後、資料編を作成していくうえで事務局にて対応していく。

・No.2は計画書の空きスペース等にコラムを挿入した旨を示している。現在作成途中となっているものもあるが、市民や事業者の環境行動を紹介するようなものを入れ込んでいきたいと考えている。

・No.3は職務代理に作成いただいた「環境と計画のつながり」の図を新たに挿入した。環境基本計画と他の計画との関連性が目に見える形で整理している。

・No.4は個別方針8から10における施策に基づく取組について、市民・事業者・行政のそれぞれの主体の役割を◎（中心的に取り組む）と○（ともに取り組む）という分類を行った。それに伴って文章も修正しているためそちらについてもご確認いただきたい。

・No.5は前回の環境審議会において、補助指標と代表指標の言葉の取扱い方について、ご意見をいただいたことを受け、点検評価項目の「補助指標」の文言を削除し、「各計画における個別方針ごとの施策の取り組む状況を毎年度点検します」と明記した。

・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）の修正点等について2頁目のNo.1からNo.9にまとめた。

・No.1は区域施策編の位置づけについて、環境基本計画の別冊扱いにするものとしている。

・No.2は温室効果ガスに関連する化学式の表記について、環境省資料に基づいて修正した。

・No.3は地球温暖化とその原因について、内容が難しいがある程度理解してもらえるように小タイトルを設け、大体の潮流が分かるようにした。

・No.4は地球温暖化への影響は人類だけでなく、昆虫類など身近な生物においても脅威となっているといった委員意見を受け、生物多様性の観点からも地球温暖化による問題を追記した。

・No.5は地球温暖化の原因については温室効果ガスだけでなく水蒸気も原因の一つとなっているため、その内容が分かるような表記として修正している。

・No.6はNo.3と同様の内容となっているが、地球温暖化の影響と対策について、理解してもらえるように小タイトルを設け、大体の潮流が分かるようにした。

・No.7は本市の二酸化炭素排出量の推移から家庭部門が多くを占めている現状を示した方が良いというご意見を受け、その旨が分かる文章を追記した。

・No.8は2030年度の削減目標値、2035年度及び2040年度の削減の目安となる数値を示し、2050年度ゼロカーボンに向けた道筋を示したグラフを挿入した。

・No.9は施策「省エネ性能の高い建築物の普及」の評価指標について、昭和56年度以降建築物の除却数を追加した。

【会長】

・各委員から指摘いただいた部分を補足すると、P.43にはこれまで人間に関連することした記載されていなかったが、地球温暖化は人間だけでなく自然や地球上の生物にも深刻な影響を与えているというA委員の指摘を受け、表現を変更した。

・表現方法についてご確認いただき、資料4に示す修正内容で問題ないか。

【A委員】

- ・この修正で問題ない。

【会長】

- ・区域施策編に関連して、P. 52の東久留米市の温室効果ガス削減目標の表現について、修正点を補足する。
- ・一般的に2050年にネットゼロを目指す場合、2013年の基準年から2050年の排出量ゼロに向けて直線を引き、2030年度や2040年度の間年度の目標値を決めることが多い。
- ・しかし本市においては、2030年度目標値を56%削減（2013年度比）と目標値として掲げ、この数値根拠についても現実性を考慮して設定している。
- ・本市における温室効果ガス削減目標を一般的に示す削減目標よりも、早く進めることができるイメージを示している。また、2030年度目標値がこの計画の目標となるため、2035年度、2040年度は参考値として取り扱っている。

【B委員】

- ・この温室効果ガス削減目標はこれまで積み上げ方式で行い、歌川部会員のシミュレーションに基づきシナリオを設定してきた。この根拠資料についてはP. 82に示している。
- ・今ある技術を最大限活用しなければ、区域施策編で設定した削減目標を達成することは難しいので、そのような不確実性も加味して削減目標値を検討した。
- ・ちなみに国も削減目標値についても、基準年度である2013年から2050年のネットゼロにかけて直線的に設定した値を目標値としている。

【会長】

- ・部会の方で検討してきたものについては以上となっているが、他部会で検討しきれなかった部分について職務代理から説明いただく。

【職務代理】

- ・計画の対象とする温室効果ガスはP. 42の表1に示すとおりであり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められている。
- ・温室効果のあるガスとして水蒸気も含まれているため、P. 44の20行目にあるように『大気中の温室効果ガスは～』という表現は正しくなく、『大気中の温室効果のあるガスは～』という表現にすべきだと思う。

【B委員】

- ・この項目においては人為的な温室効果ガスを対象として取り扱っている。水蒸気というのは温室効果ガスとして大きな割合を占めているが、これは気温が上がったことで水蒸気も増加する状況となっている。
- ・一般的に我々が対策を進める必要があることは、排出された温室効果ガスを減らしていくことを前提に計画を進めていかなければ、計画して分かりにくくなっていってしまう。水蒸気の対策も記載する必要が出てきてしまう。

【職務代理】

- ・「2-1 地球温暖化とその原因」の項目は一般論として述べる必要があると思う。
- ・そのため、P. 44の2行目で温室効果のあるガスとして水蒸気を含めているのに他の項目でその対象外としていることはおかしいと思う。

【会長】

- ・P. 44の第一パラグラフについては、以前は世界的な気温上昇や気候変化の原因は温室効果ガス濃度が高まってきたことが原因としか書いていなかったため、『人為的な』という表現を追記した。
- ・それで水蒸気をどのように温室効果の影響という話題を入れ込むために、人為的なものと区別するために、大気中には温室効果のあるガス（水蒸気や二酸化炭素等）といった表現にして水蒸気も含ませた。

【職務代理】

- ・そのような考え方であれば、P. 44の20行目にある『温室効果ガス』という表現を『温室効果のあるガス』と表現を改めればいいのではないかと。

【会長】

- ・P. 44の一般論を示している箇所でも『温室効果のあるガス』としても『温室効果ガス』としても、一般の方にとってはその違いがわからないと思う。
- ・そのため、一般の方がこの計画書を読んだときに混乱しないような表現とすべきかを考える議論をすべきだと思う。
- ・『温室効果のあるガス』、『温室効果ガス』といった表現の似ているものが出てくることが理解しにくくしていると考えられる。温室効果における正しい知識で表記することも大事だと思うが、一般の人が見たときのことを焦点にあてて考えることを念頭に計画書の表現を検討することが必要だと思う。

【B委員】

- ・気候変動問題や地球温暖化にフォーカスして一般論が延べられている。そのフォーカスしている部分に改めて記述してあることが読みにくさにも繋がってしまわないかが懸念点である。

【会長】

- ・『温室効果のあるガス』という表現はP. 44の第一パラグラフでしか言及していない。それ以下では人為的に発生する温室効果ガスのことをいっており、話が切り替わっている。
- ・そのため、温められた地表面からの熱が赤外線として放出されます、としたときに温室効果ガスには水蒸気を含みますという表現を加えてしまうと、混乱を招く恐れがある。

【職務代理】

- ・考え方について了解した。

【会長】

- ・専門家ではなく一般の方がこの計画書を見た時に、書いてある文章から混乱を招かない方が

いいと思うので、区域施策編には修正はしない。

【A委員】

・P. 44の7行目に記載されている温室効果ガスがなかったら、地球の表面の平均温度は約-19℃となると書いてあるが、これについては本当なのか。

【会長】

・この文章は温室効果ガスがなければという仮定の話をしている。約1万年前からは平均気温が14℃に保たれていることが記載されている。

【職務代理】

・そのときの温室効果のあるガスは約99%が水蒸気となっていた。しかし、CO2が最近増加してきており、国立環境研究所によると温室効果ガスが約20%、水蒸気が約80%を占めている状況に変化してきている・

【B委員】

・今問題となっているのは、元々水蒸気が保っていた温室効果に対して、人為的な温室効果ガスが増加し、さらに地球の温度が上昇していくことである。

【会長】

・そのため環境基本計画を見た方に理解していただきたいのは、温室効果のあるガスは確かに水蒸気や二酸化炭素であるが、いま地球温暖化が進行しているのは、人為的な温室効果ガス濃度が高まったことが原因となっていることである。

・そのため先ほどの議論にもあったように、地球温暖化が進行し、水蒸気が増えることでさらに温室効果が高まるといったことは確かではあるが、ここで見せたいのは地球温暖化の原因を示したい。

【職務代理】

・温暖化で水蒸気が増えているわけではなく、そもそも太陽エネルギーのほとんどが大気循環などに使われており、その際に地球温暖化の現状が発生する。

【会長】

・海水温から上昇している現状がある。

【C委員】

・有識者によって地球温暖化による考え方は異なると思うので、第一に市民が分かりやすい文章にさせていただけたらと思う。

【B委員】

・検討部会では誰に理解してもらおうかという議論を行っていたが、基本的には高校生以上の大人を対象と考えている。専門家にもわかるような内容であることはもちろんだが、実際に行動するのは市民や事業者であるので、そこにスポットを当てて計画書の内容が分かりやすいよう

に作られていればいいと思う。

【職務代理】

- ・理解していただくことも必要だと思う。

【C委員】

- ・基本的には専門用語をなるべく使わないようにして、分かりやすい表現にしていかないと大人でも理解することは難しいと思う。
- ・平易な表現にすると肝心な部分が抜け落ちてしまうという問題もあると思うが、市民や事業者を対象としているのであれば、難しい専門用語を使わない方がいいと思う。

【B委員】

- ・その通りだと思う。市民ワークショップを実施した際に参加者の方は環境に関する用語などに理解はあった。参加している方々は基本的に環境に対して関心が高い傾向がある方たちは理解されていた。

【職務代理】

- ・少し話が戻るが、温室効果がない場合地球の地表温度がおよそ-19℃となり、温室効果がある場合の地表表面がおよそ14℃となる。

【会長】

- ・地球温暖化とその原因における解説については、理解してもらえるように見出しを付けさせていただいております、地球温暖化による計画を語るうえで理解していただいた方がいい内容を最低限示している。
- ・専門家の目線で見ると表現の部分で説明不足となっている箇所もあると思うが、市民や事業者の方が見た時に最低限理解していただきたい内容を示している。
- ・おそらくパブリックコメントで表現が分かりづらい等のご意見もいただくと思うが、そういった意見をいただいたうえで対応していきたいと考えている。
- ・海洋プラスチックと農薬における土壌汚染について職務代理から指摘があったので、まずその2点を収束させてから、その他意見を伺いたいと思う。

【職務代理】（委員提供資料についての説明）

- ・参考資料3のP.2「2.化学物質とプラスチック」について説明する。プラネタリー・バウンダリーにおいて指摘されているのは、赤くなっている部分であり、すべて化学物質が関連している。
- ・容器包装材、建材、化学繊維の順にプラスチックの生産量が多くなっており、海洋や大気に浮遊する大きさとしては1マイクロメートル（0.001ミリメートル）となっている。
- ・プラスチックの問題は、プラスチック自体の生体内への取り込みだけではなく、各種性質を付与するために添加する化学物質を生体内に取り込むことが問題であると考えている。
- ・EUでは、プラスチック、ビニールからは高圧、高温、常圧常温、光（紫外線等）、添加物の作用で化学物質が放散・放出されることを示すオキシ分解性に関する、オキシ分解性プラスチックに関する規定を施行されている。

- ・さらに、プラスチックを軟らかくするための可塑剤フタル酸エステルは、心疾患、生殖毒性、がんの原因にもなるため、おもちゃや育児用品において規制されている。
- ・以上のことがプラスチック問題の背景にあるのではないかと考えられる。

【会長】

・資料4の5頁37行目付近において、「我々の生活利便性を劇的に高めてきたプラスチック製品による海洋汚染は深刻で、マイクロプラスチックの生態系や人体への影響も懸念されています～」といった部分について、海と大気を漂い、生物に取り込まれてきているということであれば、海洋汚染だけでなく海洋汚染等という表現にしてはどうかという、職務代理からの提案となっている。

【職務代理】

・大気中のプラスチックの認識を世間に認識させるに至ったものについては、参考資料3のP.3「3. 大気中の浮遊ナノ・マイクロプラスチック」における項目で、WHO出典の「ナノ・マイクロプラスチック粒子の食事および吸入暴露とヒトの健康への潜在的影響」の2022年のレポートが関連している。ここでは、肺からと食品から体内に入ったナノ及びマイクロプラスチックが体内で循環して影響する可能性を指摘している。

・WHOの研究資料と関連して福岡工業大学や長崎大学病院呼吸器内科でも、小さなマイクロプラスチックも迅速に検出できる手法を確立しているニュースが出ている。

・長崎大学病院呼吸器内科の研究において、「粒子濃度が高ければ高いほど血液中の炎症反応（CRP）の値も高く、PM2.5による影響と同様の結果、つまり大気中のマイクロプラスチックはPM2.5と同様である」と結論付けている。

・上記の研究結果について、大気中のマイクロプラスチックをPM2.5と言ってしまってもよいのかという職務代理の質問に回答する形で、参考資料2「PM2.5や微小プラスチック等についてもメモ」をA委員に作成していただいた。

・続いて参考資料3のP.4「4. 衣料品から出るマイクロプラスチック」について、環境省でも水・土壌環境行政のあらましといったパンフレットを作成し、衣料品から出るマイクロプラスチックの流出防止を呼び掛けている。

・参考資料3のP.6「5. エコスタイル診断（環境省『こども環境白書』の項目）において、「環境家計簿」としてCO2削減にフォーカスしたものが流行ったが、その内容について再び生活全般をチェックする必要があると考えている。

・今回の改定において、緑の基本計画や関連計画の内容を環境基本計画の施策内で触れることになったため、個別計画がある農業やみどり、ごみの内容については各計画で述べればよい。そうであれば、環境基本計画が一体どのような項目を取り上げるかを考えた際に、こども環境白書のようなバランスの取れた項目の検討もした方がよいのではないかと考えた次第となっている。

【会長】

- ・A委員から参考資料2について説明をお願いします。

【A委員】

・職務代理が説明した参考資料3のP.3「大気中の浮遊ナノ・マイクロプラスチック」について、10マイクロメートル以下というのが大気環境基準項目になっているSPM（浮遊粒子状物質）の概念となっている。

・粉塵が重く粒径が大きかったらすぐに地表に落ちるが、浮遊している物質の場合人間が吸う可能性があるから問題視されているため、10マイクロメートル以下の物質であるSPM（浮遊粒子状物質）が環境基準項目として測定もされてきた。

・PM2.5についてみると、粒子の大きさはかなり小さい。そのため、昔からPM2.5は存在していたが、測定技術が無かったため認知されていなかった。しかし、平成になって測定技術や分析技術が向上し、PM2.5のような微粒子も測定できるようになったため、環境基準項目として取り入れられた経緯がある。

・粒子が小さければ小さいほど、肺の奥に入り込み、非常に健康上のリスクがあることから日本国内だけでなく、中国やインドでも問題視されるようになった。

・ここで問題となってくるのは、個人的な考えだが、今後はマイクロプラスチックが人体にどのくらいの量が吸い込まれているのかを世界的に見ていくことになるだろうと思う。規制をかけるにはどの程度の影響があるのかを判明させる必要がある。

・例えば、洗濯物を干すハンガーの洗濯はさみは、プラスチック製が多いが、屋外で使用されることもあり、次第に紫外線の影響で劣化していき、私たちが意図しない間に微小なマイクロプラスチックになり、それが雨に流されて、下水に入り、最終的に川から海に流れ込んでしまい、結果的に海を汚染してしまっている。

・一方、近年、耐久性の面などから、駐車場の屋根などに使用されているポリカーボネートは紫外線の影響を受けにくいので、使用中や廃棄後も自然に分解されることはほとんどない。

・プラスチック製品一つを考えても、使用中も徐々に劣化して微小なマイクロプラスチックを生成するものが良いのか、いつまでも分解されないものが良いのか、議論の余地があると思う。

・環境省が家庭でできる対策の一つとして例を挙げているが、実際にはもっとたくさん取り組めることがあると思う。ポイ捨てをしない、分別してごみを捨てるなどルールに沿って行動していくことが基本的には必要だと思う。

・土壌汚染について、大気や水質の汚濁防止は日常となっている。排水や排ガスが出るので排水処理をしたり排ガス処理をしている。

・土壌汚染については、ある日調査を行ったら突然わかること。土壌汚染や地下水汚染は蓄積性の汚染のため、調査するには費用がかかるし、対策もかなり大変である。

・いま法律上も調査をやらないやり方もあるが、実質費用が掛かりすぎるため調査ができない。そのため未然防止や普段から管理を徹底していただくことが必要となる。

【会長】

・農業に関する施策については、資料4のP.28をご覧ください。農業や化学肥料などの適正管理を行うといった取り組みのなかに、農業や化学肥料を過剰に使用しないと表現しているところをどのような表現に直したらよいか、という点を含め2点議論している。

・結論からいうと、まず最初に「海洋と汚染」にすればよいのか、それとも「海洋汚染」として今の状況のなかでは、海洋というものは顕在化してきているが、今後顕在化してくるであろう大気中のPM2.5含めて観測されて、顕在化していく可能性があるということを含めて記載した方がよいのかを、B委員に提示いただいた対応案を参考として示している。

【B委員】

・環境基本計画のなかでどのように盛り込んでいくかを考える必要がある。

・環境基本政策であるため、東久留米市民が何かアクションをすることにつながるようなものになればよいと基本的には考えている。

・プラスチック問題を掲載する目的の一つは警鐘を鳴らすことということだと思う。

- ・プラスチック問題の基本的な対策は、ポイ捨てしないことだったりゴミを分別することのよな、我々が日常生活のなかで行動を心がけることが一番大事だと考えている。
- ・今話題になっている5mm以下と定義されているマイクロプラスチックが、ナノプラスチックという話もあると思うが、例えばマイクロプラスチックを吸収した魚を人間が食べた際に腸などで吸収されない。
- ・職務代理が説明していただいたように、体内に取り込まれたマイクロプラスチックが人体へ影響を与えるが、詳細な影響や事象についてはあまりよくわかっていない。
- ・ただ言えることは、我々が捨てた日常的に使用しているプラスチック類が、下水を通じて川や海洋に流れ、波などの浸食や紫外線により細かく分解され、非常に細かい粒子となったものを魚が吸収し、最終的に人間が食べる食物連鎖から影響が出るものや、小さくなったプラスチック類が大気中に舞い、それを人間が吸収することもある。
- ・人体への健康被害をみると、PM2.5が肺に入り、肺胞から血液中に侵入し、心疾患や何らかの疾患を起こしうるという意味では、プラスチック類について何らかのアクションを起こす必要がある。
- ・このプラスチックにおける問題は国際的な問題として取り扱われており、使い捨てプラスチックについては日本でも既に規制されているところである。
- ・国でも使い捨てプラスチックの利用を控えエコバック等を持ちましょう、といった取り組みが進んだが、これは分解しにくいプラスチックの利用を減らす目的があった。また、洗顔料や日焼け止め、歯磨き粉にもプラスチックの粒子が含まれている商品もある。これらが使用されると、最終的に海洋に流れ出す可能性もある。
- ・EUはこれらの状況を受け、不溶性のものや分解されにくいものはマイクロプラスチックとして残る可能性があるため禁止したり規制をかけている。
- ・健康影響については様々あるが、プラスチックは軽量化して微粉末になればなるほど影響評価することが非常に対策として難しい。
- ・PM2.5等の微粒子の排出について、排ガス規制や工場や発電所、自動車を規制することを進めている。欧州では最近、微粒子の規制として、車のブレーキをするたびに出るものやタイヤの摩耗によって微粒子が発生するものもある。
- ・これまでのことを踏まえると、海洋汚染が一番大きな点になっていると思うので、現状の表記のままでよいと思う。将来的には人体への影響など様々な検証結果が世間的に出てくると思うので、その際にいま議論した内容を細かく記し、マイクロプラスチックによる生態系の影響や食物連鎖による接種から発生する人体への影響が懸念されている事項を記せばよいと思う。
- ・農薬や化学物質を多用しないということを、事業者による化学物質等の適正に管理することや過剰防止の実施、それから農地や家庭における農薬や化学肥料を適正使用ということを提案する。
- ・事業者における化学物質の管理の徹底と浸透防止の措置という項目については化学物質を適正に取り扱い管理する、もしくは農薬や化学物質を適正に使用するという風に修正してはどうか。

【会長】

- ・P. 28に示す施策2については、事業者は化学物質や油脂類、また農薬や化学肥料などの適正管理を行うということが記載されているので、適正管理がその下の事業者の取組にもかかってくるような表現となっている。
- ・以上の表現で修正することで職務代理からご意見などあるか。

【職務代理】

・P.5の文章でプラスチック製品による海洋汚染は深刻で、」と表現されているのであれば、環境基本計画でその事象について触れておく必要があるのではないかと。触れないのであれば「プラスチック製品による海洋等の汚染は、マイクロプラスチックの生態系や人体への影響も懸念されていますし、～」といった表現し修正した方がいいと思う。

【B委員】

・「深刻」という表現を取った方がいいという意見であるか。

【職務代理】

・環境基本計画については様々な環境問題について、バランスよく触れる必要があると思う。ただし、この部分について「深刻」という言葉を使ってしまうと、他とのバランスが若干崩れるような気もする。

【会長】

・職務代理から提案のあった指摘については異議ない。

【C委員】

・マイクロプラスチックというものはやや大きな単位だと思う。靱帯とかに影響を及ぼすものは、ナノレベルのものではないか。

【職務代理】

・WHOの資料にもあるように「ナノ・マイクロプラスチック」といった表現にしていくべきか。

【会長】

・ナノという単位は一般的ではない。マイクロプラスチックという表現はある程度世間に浸透してきたと思うので、ここに関する記載はマイクロプラスチックとした方が良く思う。

・また、先ほどご意見いただいた地下水に関する表現も入れた方がいいと思う。

【D委員】

・東京都が公表したデータを市がデータ管理して確認しているかどうかの問題だと思う。人体に悪影響を与えるし、東久留米市が湧水のまちとしているのであれば、水質のなかにPFASが含まれているかどうかのことなどをきちんと明らかにしていくことが環境政策として必要だと思う。

【会長】

・事務局の方から今のご意見に対し、ご回答などあるか。

【事務局（Y）】

・PFASについては、暫定目標値から法改正によっていわゆる目標値に格上げされ、東京都は暫定目標値の頃から独自で、特にその水道法に基づく水道飲料水、水道水に関しては徹底した回

収を行っていると同っている。特に浄水場での検出の状況については、適宜、水道局から結果の報告が来ているため、情報は共有させていただいており、皆様の水道水が届く際には、基準を下回っていることを確認していることを市でも確認している。

- ・引き続き関係機関と情報共有しながら、住民の皆さんには情報提供に努めていく。

【会長】

- ・かんきょう東久留米のほうにもそのような情報は随時反映していくのか。

【事務局（Y）】

・かんきょう東久留米に掲載しているデータについては、市独自のデータではないため載せるかどうかについては市で検討する。

【会長】

- ・市民の方に対してどのような方法で情報共有をするのか。

【事務局（Y）】

・現時点では市のホームページを中心に情報発信をしているが、東京都や関連機関のデータにおける情報については、リンクを併せて掲載するなどして情報発信に努めていきたい。

【会長】

・環境審議会の皆さんが地域の環境の情報だったり、環境に関する進捗を管理する立場であるので、そこに情報がいかないことはいけないと思う。

【D委員】

・西東京市ではそのような情報について数字が公表されたが、東久留米市では公表されていないことに対して疑問に感じている。

・湧水や地下水は土地が高い場所から流れてくるわけだから、西東京市があつて東久留米市ではないのか気になる。

【会長】

・湧水だけでなく環境における情報については、環境審議会でも共有した方がいいと思う。

・事務局についてはそのようなことを含め、情報発信におけるものを検討していただきたい。

・職務代理からご意見いただいたようにP.5の「深刻」という文言は抜いて、今後の計画書作成の際にその事象含め検討や調整することによるのか。

・そのほかご意見ある方がいなければ、引き続き杉原職務代理から、参考資料3の「1.化学農薬・化学肥料について」を用いてご説明いただきたい。

【職務代理】（参考資料3の1頁目の説明）

・第2次計画において個別目標1 施策の方向③水を汚さない 取り組みとして「農薬や化学肥料を過剰に使用しない」、個別目標2 施策の方向②農地を保全する 取り組みとして「減農薬・無農薬・有機栽培等の普及」、個別目標6 施策の方向①事業所や工場、施設等からの汚染

を無くす」 取り組みとして「農薬や化学肥料を過剰に使用しない」といった項目があった。

・第3次計画をみると、計画の体系を「緑の基本計画」と揃えたことにより、個別方針8 施策2 事業所や農地、家庭等からの土壌や地下水の汚染を防ぐにおける取り組みの一つとして「農薬や化学肥料を過剰に使用しない」の一箇所にのみ記載される内容となり、第2次計画の個別目標1と2に当たる部分が削られる内容となっている。

・関連計画と環境基本計画の関係をシンプルにしていくと、そもそも環境基本計画とは何を定める計画になるのか疑問を感じる。

・農林水産省が「みどりの食料品システム戦略」を2021年に示し、従来の化学農薬・化学肥料を前提とした路線変更をしようとしている。世界的な潮流である化学農薬と化学肥料と化石燃料の大幅削減に追いついた形になっている。これはEUやアメリカも削減目標を掲げだした。

・化学農薬や化学肥料の使用量を削減し、有機農業に方針転換してきている状況があるため、そのことが環境基本計画の内容から落ちることが疑問となる。

【会長】

・農林水産省の取組などについては、私の専門に近い部分があるため様々な情報を知っている。目標を設定しても、有機栽培等を推進するために市の農業を全面的に転換しようとしても、その動きは現場レベルで動くことは難しい。

・地元レベルで動かすためには補助金を入れたり、やりたい方がいれば推奨するくらいであるため、東久留米市の農業をどのようなものにしていきたいかを方針を決めて動くことになると思う。

・国レベルの方針というよりは、東久留米市がどのようにしていきたいかを考える必要があると思う。

【B委員】

・農地の保全をしていくなかで減農薬、無農薬、有機栽培等の普及について、この環境基本計画に該当する部分としては個別方針3の施策9となるため、その内容がこの部分に入っていれば問題ない。

【職務代理】

・今後の緑の基本計画を改定する際にその内容が盛り込まれていればいいのではないかな。

【B委員】

・今の段階で、この農薬等の事項に対して警鐘を鳴らしたいのであれば、盛り込む必要もあると考えられる。

【職務代理】

・今回の第三次計画においては温暖化における部分がよりフォーカスされている。

・そのため今度の緑の基本計画が改定される際に、その内容を盛り込むことでいいのではないかな。

【会長】

・次回は、環境基本計画と緑の基本計画の改定時期を合わせる予定のため、同時にその内容については検討していく予定となる。

【B委員】

・コラムや用語解説における議論についてはまだやっていない。これまで職務代理や皆様から頂いたものについては計画に示せなくても、コラムや用語解説の部分で紹介できたらいいのではないか。

【会長】

- ・「みどりの食料システム戦略（農林水産省）」については世界的な潮流であり、農業が脱炭素の温暖化対策としても、食料システムからのCO2排出量が30%以上を占めているようななかで、土地利用していくことはかなり重点化されている。
- ・しかし東久留米市は農業に占める割合が大きくはないため、そのような農業や食料に関する観点はコラム程度に紹介するのもいいのかもしれない。
- ・食料システムに関するコラムを掲載するのであれば、会長の方で担当して文章を作成する。
- ・「化学物質を適正に管理する」といった表現は、「低農薬や化学肥料を適正に使用する」といった修正で問題ないか。
- ・施策2のリード文には適正管理と書いてあるので、そちらに準じたい。適切に管理という表現は分かりづらい可能性がある。

【D委員】

・資料3のP.2 項番9について、前回の審議会において、今ある建物の数を把握するために除却数を入れることを提案したのであって昭和56年度以降の建築物除却数を追加してほしいと発言していない。

【会長】

- ・新建築基準に切り替わったのが昭和56年という話があったため、昭和56年度以降建築物の除却数を追加した経緯がある。
- ・認識が間違っていたのであれば、どのように修正すべきかをご指摘いただきたい。

【D委員】

・昭和56年度以降建築物の除却数に限るのではなく、建物の総数を常に把握しておかなければいけない。

【会長】

・ご意見踏まえると、昭和56年度以降に限るのではなく、建築物の除却数の把握となるように修正する。

【E委員】

・資料4のP.29施策2について「ペットなど動物はルールを守った適正な飼育を行う」について事業者に◎が入っているが、こちらについて補足説明いただきたい。

【会長】

・検討部会で議論した部分となる。ブリーダー的な事業者に念頭を置いたものとして挙げさせ

ていただいた。

【E委員】

・ペットが関連するものとして事業者との関連が薄いと感じたので質問させていただいた。

【会長】

・ペットを削除してしまい、動物のみを記せば事業者に関連した取り組みとして表現問題なくなると考えられるため、削除させていただく。

【E委員】

・しかし市民における取り組みとしてみるとペットと表現した方がいいと思うので、市民や事業者の両方の立場からみても分かるようにしていただければいいと思う。

【A委員】

・対象事業者における注釈を入れてあげれば、市民や事業者の双方にとって理解できるようなものになるのではないか。

【会長】

・ご指摘いただいた点についてはご意見通り修正させていただく。

【A委員】

・先ほどのB委員の資料で、マイクロプラスチックにおける話題のなかで、下水を通じて海洋に流れるとしていた部分について、日本の場合や活性汚泥で処理されているため、多くのマイクロプラスチックは除去されていると思われる。

・しかし、多摩地域は分流下水道で污水管と雨水管がある。多摩地域の場合プラスチックごみがポイ捨てされていた場合、雨水管を通じて直接川や海にごみが流れる可能性がある。

・23区内においても、基本的には雨水も下水処理場に行くが、最近の時間50mmを超える豪雨が降った場合、下水管で処理できなくなり途中で川に流れ出る可能性もある。

・さらには下水処理場も処理能力を超えた場合、塩素を混ぜただけの簡易放流をする場合もあるため、プラスチックごみが直接河川や海に流れ出る可能性もあることを念頭に置いていただきたい。

【会長】

・他にご意見等なければ、本日示した計画書でパブリックコメントを実施していく。

・次回の環境審議会パブリックコメントが終わった際に実施する。

【D委員】

・この環境基本計画は議会に審議諮るのか。

【事務局（Y）】

・議会の審議を諮るものではなく、行政の方で決定させていただき、議会で行政報告をするも

のである。

【会長】

- ・他には環境基本計画の概要版を別途作成する予定である。
- ・環境基本計画をすべて読まれる方は少数であると思うので、概要版をもとに皆様にご確認いただくことになることが多いと思う。
- ・今後の流れとしては、環境審議会と検討部会を経て、環境基本計画の案を確定していく。その後市の方でさらに更新などしていただき、最終的に市の方で最終決定をしていただく流れとなる。環境審議会や検討部会ではあくまでも素案を作る場という位置づけである。

【事務局（Y）】

- ・パブリックコメントについては11月17日から12月8日まで実施する予定である。
- ・パブリックコメントにかける計画書としては、資料編やコラムなどを抜いたもので実施する予定である。

報告

（事務局Zより資料5「東久留米市立公園条例の制定について」報告）

【会長】

- ・本日の議題は全て終了した。これをもって令和7年度第2回環境審議会を終了させていただく。

以上